

港南区公告第 115 号

公 示 送 達

次のとおり，書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので，国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので，いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 17 日

横浜市 港南区長 栗原 敏也

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料 令和 8 年度 7 月期督促状（他月期あり）	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により，掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

港南区

青木 悠里

池田 ひとみ

CHOUHAN KUNWAR SINGH

松本 愛美

田名辺 昭男

林 裕一郎

川口 仁

佐藤 克昭

胡 斌

工藤 尚輝

内田 和義

本田 卓也

今村 樹起

NGUYEN HUYNH MINH PHU

富島 悠麻

脇本 守

山口 俊輔

CAMIA CAMIRA

高津 剛太

高澤 一星

中山 翔星

牧野 健太

YAO YAO

菊川 十夢

FRANCIS WALTER JAMES

俣木 辰也